

東京ヴェルディ公認支部
ヴェルディ相模原
2026年度 会員規約
(施行日:2026年4月1日)

第1条(名称および位置付け)

本クラブは「東京ヴェルディ公認支部 ヴェルディ相模原」(以下「本クラブ」という)と称する。
本クラブは東京ヴェルディ株式会社の公認支部として活動するが、法的には独立した運営主体であり、東京ヴェルディ株式会社は本クラブの運営、債務、事故、紛争その他一切の責任を負わない。

第2条(商標およびブランド)

東京ヴェルディの名称、ロゴ、エンブレムその他の商標は東京ヴェルディ株式会社に帰属する。
本クラブは公認支部として使用許諾を受けている。

第3条(目的)

本クラブはサッカーを通じて競技力向上および人格形成を図り、健全な青少年育成ならびに地域社会への貢献を目的とする。

第4条(会員資格)

入会希望者は本規約に同意のうえ所定手続きを行い、本クラブの承認を得るものとする。
入会の可否は本クラブの裁量により決定し、その理由を開示する義務を負わない。

第5条(未成年者契約)

会員が未成年の場合、法定代理人の同意をもって契約が成立する。
保護者は会員の行為について連帯して責任を負う。

第6条(活動期間)

活動期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条(費用および返金)

1. 会員は入会金、年会費、月会費、遠征費、登録費等を納入する。
2. 納入済み費用はいかなる理由があっても原則返金しない。
3. 月途中退会の日割返金を行わない。
4. 不可抗力による活動中止についても返金しない。
5. 会費を3か月以上滞納した場合は除名とする。

第8条(不可抗力)

天災、感染症、行政指示、施設閉鎖、社会情勢変化その他本クラブの責に帰さない事由により活動が変更・中止となった場合、本クラブは責任を負わない。

第9条(責任の限定)

本クラブの損害賠償責任は、故意または重過失がある場合を除き、当該年度に支払われた年会費相当額を上限とする。

第10条(事故および保険)

活動中の事故については応急処置のみ行う。
保険補償範囲を超える損害について本クラブは責任を負わない。

第11条(送迎責任)

送迎中の事故について本クラブは責任を負わない。

第12条(指導および裁量権)

出場機会、選抜、ポジション決定等は本クラブの専権事項とする。

会員および保護者はこれに異議を申し立てない。

第13条(個人情報・肖像権)

活動写真・動画は広報目的で利用できる。

著作権は本クラブに帰属する。

第14条(情報管理)

内部情報の無断公開を禁止する。

SNSでの誹謗中傷行為は処分対象とする。

第15条(カスタマーハラスメントの禁止)

会員および保護者による以下の行為を禁止する。

1. 暴言、威圧的言動、人格否定
2. 過度な要求、執拗な問い合わせ
3. 長時間の拘束行為
4. 威嚇、脅迫、名誉毀損
5. SNS等での攻撃的投稿
6. 指導方針への過度な干渉
7. その他クラブ運営を著しく妨害する行為

カスタマーハラスメントに該当すると本クラブが判断した場合、警告なく活動停止、退会、除名、法的措置を行うことがある。

第16条(反社会的勢力の排除)

会員および保護者は反社会的勢力に該当しないことを保証する。

判明した場合は即時除名とする。

第17条(二重登録禁止)

無断二重登録を禁止する。

第18条(退会)

退会は1か月前までに書面申請すること。

第19条(除名)

重大な規約違反、滞納、信用毀損行為、ハラスメント行為があった場合、即時除名とする。

第20条(分離可能性)

本規約の一部が無効となっても、その他条項は有効とする。

第21条(完全合意)

本規約は当事者間の完全な合意を構成する。

第22条(管轄)

横浜地方裁判所相模原支部または相模原簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条(改訂)

本クラブは必要に応じ規約を改訂できる。

第24条(同意)

入会申請をもって本規約に同意したものとみなす。

附則

本規約は2026年4月1日より施行する。

東京ヴェルディ公認支部

ヴェルディ相模原

代表 土持 龍一